

議 長 日程第5「議案第15号平成31年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第15号平成31年度松田町上水道事業会計予算。

(総則) 第1条、平成31年度松田町上水道事業会計予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は次のとおりとする。(1) 給水戸数4,353戸。(2) 年間総給水量108万2,000立方メートル。(3) 1日平均給水量2,965立方メートル。(4) 主要な建設改良事業、神山配水池緊急遮断弁更新工事1,911万6,000円。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益1億4,589万6,000円。第1項営業収益1億1,264万5,000円。第3項特別収益1,000円。支出、第2款水道事業費用1億4,589万6,000円。第1項営業費用1億2,824万1,000円。第3項特別損失1万円。第4項予備費1,089万9,000円。

(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,487万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額で補填するものとする。) 収入、第3款資本的収入2,310万円。第1項企業債2,290万円。第2項負担金20万円。支出、第4款資本的支出5,797万5,000円。第1項建設改良費4,585万2,000円。第2項企業債償還金1,212万3,000円。

1 ページおめくりください。(企業債) 第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業。限度額2,290万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内。

(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後については当該見直し後の利率。) 償還方法、政府その他金融機関の資金についてはその融資条件による。ただし、措置期間及び償還期限を短縮もしくは繰り上げ償還または低利に借り換えること

ができる。

(一時借入金) 第6条、一時借入金の限度額は1,000万円とする。

(議会の議決を得なければ流用することができない経費) 第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を得なければならない。(1) 職員給与費2,767万2,000円。

(棚卸資産の購入限度額) 第8条、棚卸資産の購入限度額は593万7,000円と定める。

平成31年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長  
環境上下水道課長

町長の提案説明が終わりました。これより担当課長の細部説明を求めます。

それでは、細部説明をいたします。290ページ、291ページをお願いいたします。予算実施計画内訳の収益的収入及び支出を説明いたします。

それでは収入です。款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益です。節、水道使用料は1億598万9,000円で、前年度比38万円、0.35%の減額となっております。内訳につきましては付記に記載のとおりでございます。目3その他の営業収益は665万6,000円で、前年度比7万7,000円の減となっております。

次に、項2営業外収益でございます。目1受取利息及び配当金です。預金利息で4万8,000円計上しております。目2雑収益です。本年度1,897万1,000円で、前年比655万7,000円の減となっております。この理由といたしましては、町営住宅、町屋住宅等の建設が今年度完了したということによりまして、加入者負担金の大幅な減額という形になっているところでございます。節の14その他の雑収益として、寄簡易水道事業特別会計繰入金129万2,000円を計上いたしました。目3長期受入金戻入です。会計処理上必要な経費で、現金の動きがない収益でございます。特別収益は1,000円。したがって、収入合計額は1億4,589万6,000円となり、前年比700万5,000円の減額となっております。

続いて294ページ、295ページをお願いいたします。支出でございます。款2水道事業費用、項1営業費用、目1原水浄水配水及び給水費です。本年度3,855万3,000円で、前年比809万7,000円の増額でございます。増額の主な理由といたしましては、節15委託料の上水道台帳整理委託と量水器交換委託の増額による

ものでございます。節19修繕費。漏水修理として155万円を計上しております。

続きまして、次ページをお願いいたします。節25、動力費では、宮下水源、中河原水源のポンプ場等の電気料としまして1,953万7,000円を計上しております。

3、総係費です。この目は一般管理経費で、本年度予定額3,019万2,000円で、前年対比12万7,000円の増でございます。主な増額要因としては職員手当、法定福利費等の増額によるものでございます。

1枚おめくりください。目4減価償却費、目5資産減耗費につきましては、宮下水源警報装置更新工事等に伴う資産の増加により、減価償却費が3,370万円の増額となっております。資産減耗費は60万4,000円の減となっているところでございます。

続きまして、項2営業外費用です。目1支払い利息でございます。節38企業債利息で、平成4年からの配水替え布設工事などの事業に対する企業債利息262万1,000円を計上してございます。目2消費税及び地方消費税でございます。本年度348万円で、前年比182万円の減額となっております。

次ページをおめくりください。特別損失については645万円、予備費につきましては1,089万9,000円の計上をしているところでございます。

次に、302ページ、303ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。資本的収入、項、目ともに企業債でございます。今年度予定額2,290万円でございます。支出で御説明させていただきます工事請負費2,548万1,000円を企業債で対応するものでございます。

項2負担金、目1工事負担金で、本年度予定額20万円でございます。節9工事負担金として、下水道工事により水道管が支障になる場合を想定して、配水管工事の布設替えの負担金を下水道事業会計より20万円の収入を計上予定しているところでございます。

続きまして、304ページ、305ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出でございます。款4資本的支出、項、目とも建設改良費でございます。本年度3,991万6,000円で、前年比38万9,000円の増額でございます。まず、主なものといたしまして委託料、元号、消費税率の改正に伴う水道料金企業債改修

システム委託に383万円、節21工事請負費では、県で施工しております県道72号線の歩道整備工事にあわせ、老朽化した配水管の布設替え工事を行うほか、神山配水池の緊急遮断弁の更新工事に計2,548万1,000円を計上いたしました。

次に、固定資産購入費でございます。本年度593万6,000円で、前年比390万6,000円の増でございます。節、材料費で量水器の購入費を計上しております。計量法により、8年以内で順次交換をしているところでございます。量水器につきましては1,076基分を計上しております。

続きまして、企業債償還金でございます。次のページをごらんください。1,212万3,000円でございます。元金償還金、平成4年度からの事業15件分の元金償還金を計上してございます。

最後に、上水道会計は企業会計でございますので、財務諸表に基づいて御説明します。283ページをお願いいたします。こちらに平成30年度の松田町上水道事業予定損益計算書が記載されてございます。1、営業収益1億1,173万円、2、営業費用1億931万7,000円の見込みでございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は241万3,000円の予定でございます。3、営業外収益3,323万5,000円。4、営業外費用313万5,000円の見込みでございます。3の営業外収益から4の営業外費用の差引額は3,010万円の見込みでございます。したがって、当年度の経常利益は営業利益と営業外利益を足した3,251万3,000円の見込みとなっております。これから過年度損益修正損の1万円を引いた3,250万3,000円が当年度の純利益となります。この純利益に前年度繰越利益剰余金8,697万2,000円を足した額から、その他の未処分利益剰余金変動額2,041万9,000円を引きますので、当年度の未処分利益は9,905万6,000円となります。なお、282ページにキャッシュ・フロー、284ページ以降に予定貸借対照表、311ページ以降に給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、企業債明細書、投資的事業の概要を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。議案第15号平成31年度松田町上水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。3時10分から再開をいたします。 (14時52分)